

海技免状に記載された有効期間が期限内であっても、船舶局無線従事者証明が効力を失うと海技免状の効力も失われますので、ご注意下さい。

【船舶職員及び小型船舶操縦者法】

(海技免状の有効期間)

第七条の二

海技免状の有効期間は、五年とする。

- 2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

～省略～

4 海技士(通信)又は海技士(電子通信)に係る海技免状は、第一項の有効期間内であっても、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四十八条の二の規定による船舶局無線従事者証明(以下「船舶局証明」という。)が同法第四十八条の三の規定により効力を失つたときは、その効力を失う。

～省略～

【電波法】

(船舶局無線従事者証明の失効)

第四十八条の三

船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

- 一 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して五年を経過する日までの間第三十九条第一項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備その他総務省令で定める無線局の無線設備の操作又はその監督の業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に関して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する訓練の課程又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかつたとき。
- 二 引き続き五年間前号の業務に従事せず、かつ、当該期間内に同号の訓練の課程を修了しなかつたとき。
- 三 前条第二項の無線従事者の資格を有する者でなくなつたとき。
- 四 第七十九条の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が五年を超えたとき。